

「konohana permanentele 100（仮称）」有識者会議 開催要綱

（目的）

第1条 此花区の正蓮寺川公園を、2025年大阪・関西万博がめざす「SDGs達成への貢献」の意志を承継し、未来にわたり人々に訴え続けていく場として創造するために此花区長が実施する事業「このはな環境創造プロジェクト【konohana permanentele 100 ～万博のレガシーを、ここに～（仮称）】（以下「本事業」という。）」について、本事業のコンセプトや実施手法の検討、アート作品の審査・選定及び選定後の評価等を行うために、有識者等の意見を聴くことを目的として、「konohana permanentele 100（仮称）」有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。

（聴取事項）

第2条 会議において意見を聴取する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- （1）本事業にかかる事業コンセプトや実施手法の検討に関する事
- （2）本事業にかかるアート作品の審査・選定に関する事
- （3）本事業にかかるアート作品の選定後の評価に関する事

（会議のメンバー）

第3条 会議のメンバーは、前条に掲げる事項に関する有識者等のうちから此花区長が委託する。

（座長）

第4条 会議の座長は、メンバーの互選により定める。

- 2 座長は、会議の議事を進行する。
- 3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名するメンバーがその職務を代理する。

（開催期限）

第5条 会議の開催期限は、令和7年3月31日までとする。

（庶務）

第6条 会議の庶務は、此花区役所まちづくり推進課（総合企画担当）において行う。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、此花区長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月17日から施行する。